消防署 だより

設置していますか? 住宅用火災警報器

松前消防署☎ 984-3404

住宅火災による犠牲者を減らすため、平成23年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務となりました。しかし、未だに設置していない家庭が多く見られます。今月は、住宅用火災警報器について、より詳しくお話しします。

O. どこに設置すればいいの?

- A.・寝室として使用するすべての部屋
 - ・寝室がある階(屋外に避難できる出口がある階を除く)の階段最上部

Q. どこで買えばいいの?

A. ホームセンター、電器店や消防用設備業者で購入できます。価格はメーカー、種類、機能によって異なります。

Q. どうやって取り付けるの?

A. ベースを天井や壁の柱に、付属のネジでしっかりと 固定します。そして、本体を取り付け、カチっと音がする まで右に回します。

O. 煙式? 熱式? 単独型? 連動型?

A. 警報器は大きく分けると煙を感知する『煙式』と、熱を感知する『熱式』の2種類。煙式のほうが早く感知するため、設置義務のある階段、寝室には煙式を設置してく

ださい。台所には熱式がよいでしょう。

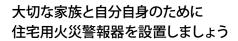
『単独型』というのは、煙または熱を感知した警報器だけが警報するタイプです。『連動型』というのは、一つの警報器が煙または熱を感知した場合、登録しておいたすべての警報器が警報するタイプです。

Q. タバコを吸っても大丈夫?

A. 喫煙によるタバコの煙は通常使用であれば、天井に滞留しにくいので、火災警報器は作動しません。ただし、バルサンなどのくん煙式の殺虫剤利用などで作動してしまいますので、利用する場合は警報器をビニールで覆ったり、電池式の場合には電池を取り外したりするなどして対応してください。

O. なぜ義務なの?

A. 住宅火災による犠牲者は、年々増加傾向にあり、建物火災による件数の約9割を占め、そのうち約7割は「逃げ遅れ」によるものです。また、火災の発生は就寝時間帯に集中しています。このことから、就寝中の逃げ遅れによる火災の犠牲者を減らすためにも、住宅用火災警報器の設置が義務となっています。



1寝室

就寝に使用する部屋の天井または壁面に設置します。

2階段

就寝に使用する部屋がある階の、階段の踊り場の天 井または壁面に設置します。

3台所

義務ではありませんが設置するよう努めてください。



住宅用火災警報器 アンケートにご協力を

平成24年4月中に、無作為に抽出された町内350世帯を対象に、郵送で「住宅用火災警報器に関するアンケート」を実施します。対象世帯になった人は、ご協力をお願いします。